

令和3年2月8日

保護者様

宍粟市立伊水小学校

校長 藤井 司郎

緊急事態宣言を踏まえた対応について

余寒の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のことと拝察します。

平素は、学校教育の推進について、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、県及び市の通知により、標記について1月18日付けでお知らせしましたが、緊急事態宣言が3月7日（日）まで延長されましたので、下記の対応を引き続き行います。保護者の皆様方におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の解除や国や県からの連絡等、状況の変化がある場合には、下記内容に変更の可能性がある旨ご了承願います。

記

1 緊急事態宣言期間について

令和3年1月14日（木）～3月7日（日）

2 緊急事態宣言が発出されている期間における対応について

- (1) 児童に毎日の登校前の健康観察を改めて徹底願います。
- (2) 兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校を控えてください。
- (3) 午後8時以降の不要不急の外出を自粛願います。
- (4) 学校施設の借用時間を午後8時までとします。

3 緊急事態宣言解除後も引き続き行う対応について

- (1) 児童本人が感染したり、濃厚接触者と認定されたりした場合は、2週間の出席停止となります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な指導を発達段階に応じて行い、偏見や差別が生じないように配慮します。ご家庭でもご協力をお願い申し上げます。

このことに関するお問い合わせは、伊水小学校 教頭：高田までお願いします。

(TEL 65-0006)